

第180回

府中市建築審査会議事録要旨

平成29年4月21日（金）

平成29年4月21日開催第180回府中市建築審査会に上程された議案について、審議の結果議事録のとおり議決された。

(参考) 審議概要

- 1 日 時 平成29年4月21日(金) 午後3時00分～午後3時53分
- 2 場 所 府中市役所北庁舎3階第2会議室
- 3 内 容
  - (1) 会議の運営に係る事項
    - ア 会長の選任について
    - イ 会長職務代理の選任について
  - (2) 報告事項
    - 報告第1～4号
    - 建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可 [一括許可]
    - (敷地と道路の関係)
  - (3) その他
    - ア 平成28年度確認申請等件数について(報告)
    - イ 平成29年度府中市建築審査会開催日程について
    - ウ その他
- 4 出席委員 会長1名、委員4名
- 5 出席職員 都市整備部長  
都市整備部副参事  
建築指導課長  
建築指導課建築主事  
建築指導課 審査係長  
建築指導課 審査係 技術職員  
建築指導課 管理係長  
建築指導課 管理係 主任
- 6 傍聴人 0名

## 開 会

午後3時00分

○事務局 定刻でございますので、ただいまから第180回府中市建築審査会の開催をお願いいたします。

開催に先立ちまして、まず、委嘱状の伝達でございますが、本来ならば、市長から、委員の皆様一人ひとりにお渡しするところですが、時間の関係もございますので、委員の皆様にはあらかじめ4月1日付の委嘱状をお手元に配布させていただいております。これをもって委嘱状の伝達にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、高野市長より、ご挨拶を申し上げます。

○市長 皆様、こんにちは。府中市長の高野でございます。

委員の皆様方には、日頃より本市の建築行政をはじめ市政の各般にわたりまして、多大なご理解とご協力を頂戴しております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。また、府中市建築審査会委員を、このたびお願いいたしましたところ、快くお引き受けをいただきまして、誠にありがとうございます。

ちょうど昨年4月に発生した最大震度7の熊本地震から1年が過ぎました。近年の自然災害の多発から、本市におきましても、地震等の災害の際に職員が速やかに対応できるよう、日頃からさまざまな活動に積極的に取り組んでいるところでございます。思い起こしますと、この熊本地震の直後には、本市から職員を被災地に派遣し、被災地応急危険度判定や罹災証明の発行などの支援業務を行ってまいりました。なかでも被災建築物の応急危険度判定では、旧耐震基準の建築物を中心に甚大な被害であったとの報告を受けたと覚えております。

本市では、府中市総合計画の中で、防災、減災のまちづくりを重点プロジェクトに位置づけ、民間建築物の耐震化の促進に努めているところでございます。しかしながら、耐震化には多くの課題が山積しておりまして、安全で安心なまちづくりに向けて建築物の安全性に大きく影響する建築行政の重要性を再認識しているところであります。

このようなことから、建築物の許可等を行う建築審査会の活動は、ますます重要性

を増してくるものと感じております。委員の皆様におかれましては、どうぞ今後とも本市の建築行政に対して、より一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。委員の皆様には大変恐縮ですが、市長には他にも公務が重なっており、ここで退席させていただきます。ご了解いただきたいと存じます。

それでは、新年度で事務局側に人事異動がありましたので、事務局の新体制を紹介させていただきます。

○都市整備部長 委員の皆様、こんにちは。今まで都市整備部まちづくり担当参事としてお世話になっておりましたが、この4月1日付で都市整備部長を拝命しまして、引き続き担当させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。〇〇でございます。

○まちづくり担当副参事 まちづくり担当副参事の〇〇でございます。平成24年に建築指導課長、平成15年から17年に係長で在籍しておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○建築指導課長 引き続きまして、建築指導課長の〇〇でございます。本年度もよろしくお願いいたします。

○建築主事 4月より、建築主事を務めます〇〇です。よろしくお願い申し上げます。

○建築審査係長 このたび4月に昇格し、建築指導課審査係長となりました〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

○建築指導課主任 建築指導課で建築審査会の担当を引き続きさせていただきます。〇〇と申します。よろしくお願い申し上げます。

○建築指導課審査係 建築指導課審査係の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

○建築指導課管理係長 申し遅れましたが、建築指導課管理係長の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 ここからは、会長が決まるまで、事務局で進行を務めさせていただきます。

それでは、日程1「会議の運営に係る事項」を議題といたします。

会長及び職務代理者の選出につきましては、建築基準法第81条におきまして、委員の互選によるものと規定されています。

まず(1)会長の選任につきまして、いかがいたしましょうか。

○委員 大変長くお努めいただいて恐縮でございますが、建築行政に関する非常に深い知識をお持ちの〇〇委員に引き続き会長をお願いできればと思いますが、いかがでござ

いでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○事務局 異議なしのお声がありましたので、〇〇委員に会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

会長に選出されました〇〇会長には、お席を会長席に移動していただき、改めましてご挨拶をお願いいたします。

○会長(議長) 〇〇でございます。もう大分になりますけれども、会長を務めさせていただいております。

先ほど市長さんからもお話がありましたように、これからもいろいろ新しい問題が建築の世界では起きております。全てのことに、当審査会が関わるわけではございませんけれども、直接の議題でないにしても、いろいろ市の建築行政のお役に立てればというふうに思っておりますので、これからもどんどん使っていただいて結構でございますので、これからもよろしくをお願いいたしたいと思っております。それから、委員の皆様にはつたない司会でございますけれども、よろしくご協力をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。さて、大変申しわけございませんが、部長の〇〇でございますが、次の公務が重なっておりますので、3時45分ごろに退席させていただきます。

それでは、これより審査会の議事進行を議長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。なお、本日、傍聴人はございません。

○議長 それでは、これより第180回府中市建築審査会を開催いたします。

議題に入ります前に、2点報告させていただきます。

1点目は、本日、委員の過半数の出席がございますので、府中市建築審査会条例第4条第2項の規定により、本会は有効に成立していただいております。

2点目は、府中市建築審査会条例第3条第1項第1号の規定に基づき、建築基準法の規定に基づく同意の求めがありました。これに伴い、特定行政庁より許可申請書の写し一式の送付がありましたので、こちらに用意しております。図面等詳細な事項の確認はこちらでできますので、必要があればお申し出願いたします。

本日の審査会議事録への署名人の指定を行いたいと存じます。

府中市建築審査会条例施行規則第4条第2項に、会長及び会議において定めた委員

一名が署名することとなっております。

今回は〇〇委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程1(2)の「会長職務代理の選任について」を議題といたします。

職務代理のご推選がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 職務代理に関しましては、都市づくりの経験が非常に豊富でいらっしゃる、かつ府中市の建築審査会では常々問題になっている道路関係について、大変に専門的な知識と経験をお持ちの〇〇委員さんに引き続きお願いをするのが妥当と存じます。

○議長 〇〇委員さんという推選がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは〇〇委員、よろしくお願いいたします。

では、会長職務代理の〇〇委員より一言ご挨拶をお願いいたします。

○会長職務代理 引き続きまして、会長を支えて、皆様と一緒に取り組んでいきたいと思  
います。また、市のために頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、日程2の報告事項に移りたいと思います。

「建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可」の一括許可について、  
事務局から説明をお願いいたします。

報告第1号につきまして説明をお願いいたします。

○特定行政庁 それでは報告第1号につきまして、ご説明させていただきます。

1 ページの府中市全図をご覧ください。場所は青の丸で表示し、引き出し線で1と  
示しておりますが、府中市の〇〇部で、〇〇〇〇駅の〇側付近です。

3 ページをご覧ください。申請者は〇〇〇〇さんです。申請の要旨は長屋の新築、  
適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書、その他は建築計画概要記載のとおり  
です。

適用条項でございますが、建築基準法第43条第1項ただし書に関する一括許可同  
意基準の基準1第1号に該当する、管理者の占用許可が得られた水路敷きを介して法  
第42条第2項道路、法第42条第1項第1号道路及び法第42条第1項第2号道路  
に接しております。許可条件としましては次のとおりです。

条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とすること。

条件2、法定外公共物占用許可については、当該建築物が除却されるまでの間、又  
は法定外公共物部分が建築基準法に規定する道路となるまでの間継続して取

得すること。

それでは4ページをご覧ください。案内図及び配置図です。左側の案内図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇、黄色で囲まれた敷地です。右側の配置図をご覧ください。建築物の外壁面は隣地境界線から0.5メートル以上離して計画しております。

5ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号及び撮影方向を表示しております。申請地は、幅2メートル及び4.25メートルの占用許可が得られた水路敷きを介して、幅員5.25メートルの法第42条第2項道路、法第42条第1項第1号及び法第42条第1項第2号道路に接しております。

続きまして、現況写真をご覧ください。写真①は申請地前面から〇側を見た状況、写真②、③、④は前面道路を〇側から見た状況、写真⑤は前面道路を〇側から見た状況、写真⑥は前面道路から申請地を見た状況。

なお、本申請については平成29年2月1日付で許可しております。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長 報告が終わりましたので、報告第1号につきまして、委員の皆様からご質問等ございましたらお願いいたします。

○委員 参考までに教えていただきたいんですが、2カ所の占用、2カ所を借りることになったというのは、仕組みとしては1カ所2メートル借りればよいと思うんですが、あえて2カ所借りたのには何か特段の理由があるのでしょうか。

○特定行政庁 4ページの配置図をご覧ください。今、〇〇委員からご指摘のありました2項道路と敷地の間をつないでいる水路占用部分、〇〇側に1カ所、幅2メートルございますが、こちらは車両の出入りと伺っておりまして、〇〇側にあります幅4.25メートルの占用部分につきましては、人のメインアプローチということで人の出入りをするための占用許可を取っているということで報告をいただいております。

以上でございます。

○議長 この水路は開渠じゃないんですね。

○特定行政庁 暗渠で廃滅水路でございます。

○議長 それでも許可を取らないといけないんですね。

○委員 これも参考までに確認なんですが。5ページ、この敷地の〇〇の隅のところは、この形だけだと、この2メートルで見ると、敷地が細いから全部で2メートル確保できてないので、これは借りて、そういうことに使うということで全く問題はないんだ

けども。許可の観点からすると、この幅広く借りているほう、こっちが接道条件を満たして、反対の端っこのこのバナナの穂先の部分のところは、これはあくまでも通行上必要があるので追加で借りましたと、そういう位置づけでよろしいですか。

○特定行政庁 はい、そのとおりでございます。

○議長 借りなくてもいいわけですよ。使ったっていいんでしょう、どうなんですか、こういうのは、市としては、使うにも通行に使うわけだから、この塀を切って出入りだけして、何かまずいんですかね。

○委員 一応、何か言われたときに、例えば、踏み抜いちゃったというときに、借りてないと、車で踏み抜いたら問題になるので、それはそこをお借りしておいたほうが確実かということでしょうね。

○議長 強度的には問題ないでしょう。

○委員 問題ないと思います。市としては、その分余計にお金を頂戴できるという、あり難いことです。

○議長 あり難いけど、住民としては余計に払わないといけないと。

○特定行政庁 そのとおりです。

○特定行政庁 補足します。当該物件につきまして、法定外公共物の廃滅水路ということで、水路としての機能を有しておりませんので、本来であれば、この用地を払い下げの申請をしていただいて、市から申請者に対して払い下げをした後に接道を確保し、建築確認を取得していただくという形になるわけなんですけども、今回はたまたま建築主さんのスケジュール上の都合で、廃滅して払い下げをするという、長いものですと半年とかかかってしまいますので、その期間が待てないということで、今回は占用ということで占用料をお支払いしていただいて、第43条ただし書での許可というような扱いにさせていただきました。ここにつきまして、今後は払い下げの方向で管理者のほうと進めていきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 払い下げのときの住民の方の負担は何かあるのですか。

○特定行政庁 通常価格の2分の1程度の価格で買い取っていただくというような形になります。

○議長 それは住民の方の考えですね。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは報告第1号につきまして了承することといたします。

報告第2号につきまして説明をお願いいたします。

○特定行政庁 それでは報告第2号につきまして、ご説明させていただきます。

1 ページの府中市全図をご覧ください。場所は青の丸で表示し、引き出し線で2と示しておりますが、府中市の〇〇部で、〇〇〇〇駅の〇側付近です。

9 ページをご覧ください。申請者は〇〇〇〇さんです。申請の要旨は一戸建ての住宅の増築、適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書、その他は建築計画概要記載のとおりです。

適用条項でございますが、建築基準法第43条第1項ただし書に関する一括許可同意基準の基準1第1号に該当する、管理者の占有許可が得られた水路敷きを介して法第42条第1項第1号道路に接しております。許可条件としましては次のとおりです。

条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とすること。

条件2、法定外公共物占有許可については、当該建築物が除却されるまでの間、又は水路部分が建築基準法に規定する道路となるまでの間継続して取得すること。

それでは、10ページをご覧ください。案内図及び配置図です。左側の案内図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇、黄色で囲まれた敷地です。右側の配置図をご覧ください。建築物の外壁面は隣地境界線から0.5メートル以上離して計画しております。

11ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号及び撮影方向を表示しております。

申請地は、幅2メートルの占有許可が得られた水路敷きを介して、幅員12メートルの法第42条第1項第1号道路に接しております。

続きまして、現況写真をご覧ください。写真①は法第42条第1項第1号道路を〇〇に見た状況、写真②は法第42条第1項第1号道路を〇〇に見た状況、写真③は申請地から水路敷き及び法第42条第1項第1号道路を見た状況、写真④は法第42条第1項第1号道路から水路敷き及び申請地を見た状況、写真⑤は水路敷きを〇〇側から見た状況、写真⑥は水路敷きを〇〇側から見た状況です。

なお、本申請については平成29年2月22日付で許可しております。

以上で報告第2号の説明を終わります。

- 議長 報告第2号につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。
- 委員 審査に関わることではないのですけれども、インターロッキングの舗装のデザインを見ますと、ちょうど2メートルの幅で色が変わっていて、なおかつ緑地の間ですが、水色に塗ってあるのですけれども、これは元水路だったよとか、あるいはこの2メートル確保しているよということを記しているものなのではないでしょうか。デザインしているものなのではないでしょうか。その辺を教えてください。
- 特定行政庁 今の段階ではわかりかねますので、お調べしてお答えさせていただきます。
- 特定行政庁 水色の部分、デザインかどうかというのはわかりかねるのですが、実際にはここは水路で暗渠となっております。この2メートルの部分は、ここはもともと植栽がございまして、自費施工で植栽を壊してインターロッキングブロックを引いたということで、新しい部分ということで、若干他と色が違っているというようなところでございます。
- 委員 わかりました。深読みし過ぎました。
- 特定行政庁 この水色の部分は、水路の部分をして市の道路事業として暗渠化を行いました。その中で水路の上部であることがわかるデザインとしたと伺っております。
- 以上でございます。
- 委員 これも確認なんです。以前にここ4棟、不思議な分割をして、許可をした建築物の増築というふうにお聞きしましたが、この増築前に許可をしたとき、その時は一括じゃなかったような、と思うんですけども。
- 議長 議論した記憶がありますね。
- 委員 ありますよね。とても不思議な特徴的な敷地だったので。その時も今と同じ0.5メートルの敷地境界からの後退ということだけで条件を付けてやったのでしょうか。この時の許可の条件と今の許可の条件は同じでしたでしょうか。
- 特定行政庁 こちらの今の建物は平成19年に第43条の許可をしております、こちら一括許可同意基準ということで許可をしております。建築の条件につきましても、外壁面から隣地境界線までの距離を0.5メートル以上とするということで許可条件に変更はありません。
- 特定行政庁 平成19年度は、許可自体は一括許可ですが、旧の許可基準でございましたので、今のような事後報告制度ではございませんでしたので、1個1個丁寧にご審議をしていただいたということでございます。



○側の法第42条第1項第2号道路に接続する現況幅員4メートル以上の府中市が管理する道でございます。

現況写真をご覧ください。写真①は道から法第42条第1項第2号道路を見た状況、写真②は道と法第42条第1項第2号道路の接続部から○○側を見た状況、写真③は申請地前面の道を見た状況、写真④は道から申請地を見た状況、写真⑤は道から法第42条第1項第1号道路を見た状況、写真⑥は法第42条第1項第1号道路から道との接続部を見た状況です。

なお、本申請にあたり、建築地○の既存建築物が道に2メートル以上接していなかったことから、本申請者と申請地○の土地所有者間で協議し、本申請者の土地の一部を分筆登記し、申請地○の所有者に所有権移転しています。このため本許可申請は基準時には許可基準の最低敷地100平方メートル以上であったものが88.73平方メートルとなり、許可基準を満たさないこととなってしまいましたが、申請地○の将来の有効な土地利用に考慮してのことであることから、やむを得ないと判断して、平成29年2月22日付で許可しております。

以上で報告第3号の説明を終わります。

○議長 報告が終わりましたので、委員の方からご質問等がございましたらお願いいたします。

○委員 今ご説明のあった申請地○というのはどれですか。この○の小さなところですか。教えてください。

○特定行政庁 17ページの④番の写真をご覧くださいまして、○○の更地が申請地となっております。その○に建物が建っておりますのが、○のもともと道に2メートル接していなかった土地であります。写真の中で、○○側にコンクリートのたたきのような通路部分ですが、こちらが旗状の路地部分として道に当初1.2メートルほどしか接しておりませんでしたので、こちらの土地所有者と申請地の土地所有者とで協議をしていただいて、○の敷地でも2メートル取れるようにということで土地の所有権移転が行われたということでございます。

以上です。

○委員 2点、これも今回の許可に関しては、参考としてお聞きしたいのですが。

1点目が、今の話を承った限りでは、この○の住宅については、既存不適格ではなくて違法であったのか。それとも、こここのところがそもそもは道に接していて、もと

もと許可だから微妙なところではあるんですけど。もともとは2メートル以上接していたんだけど、その後この土地を手放したことによって2メートルないことになったのかということ。つまりこの〇の建物自体はどういう取り扱いだったのかというのが1点目。

もう1点目は、今ここで許可されたものが、4、50年経つともう1回建物が建て替わると思うのですが、その時には今と同じ条件で許可されるという、その時に世の中どうなっているかわかりませんが、もし同じ案件がこの同じ審査会で出てきたと仮定すれば、同じ条件で建て替えるんでしょうねという、確約はできないけれども、そういう雰囲気ですかね、ということについてお聞きしたいと思います。

○特定行政庁 まず1点目のご質問ですが、〇の建物につきましては、こちらで過去の履歴等を調べる限りは建築確認申請はなされておりませんので、手続をせず建ててしまった、いわゆる違法建築物という扱いであるというふうに捉えております。

2点目のご質問ですが、4、50年後に同じように建て替えの際に、同じ許可条件で進めるかということですが、今の許可基準では同様の許可条件を付して許可するものになるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員 そうすると、今回の敷地の〇側と〇〇側にも同じように〇に建物が建っているというふうになっていますが、これはどんなふうな状況ですか。

○特定行政庁 16ページの案内図、文字がつぶれてしまいましたが、〇〇委員からご指摘いただきました、申請地の〇側に建物が1つ建っておりまして、〇〇側にも同じように1つ建物が建っております。この〇〇側はもちろん道に面していますが、この〇側につきましては旗竿のような形で道に面しておりまして、接している長さまではわかりませんが、もし〇〇側、今、道に面している敷地で同様に第43条の許可の手続等がありましたら、同様な助言をする形になるかと思えます。こちらの2棟についても同じように過去に建築確認を取られた履歴というものがありませんので、手続をせず建ててしまったということでございます。

以上でございます。

○委員 よく見ると、全部旗竿になっていますよね。

○委員 そうですね。そうすると、このあたりの一帯が全部前後並びがそういうつくり方になっていますね。

○議長 今この〇の〇の家の旗竿となっているような道の幅はどれくらいあるのですか、  
通路は。写真で見ると杭が建っていますよね。これが目印ですか。

○特定行政庁 〇の〇側の建物につきましては、同じように1メートルほど道に接した旗  
竿の敷地となっております。

○議長 この幅は1メートルぐらい。

○特定行政庁 そうです。なお、この通りにおける建築確認の履歴を見ますと、この4棟  
について、確認申請手続がなされていない建物群といたしますか、そういった形になっ  
ております。

以上でございます。

○特定行政庁 追加でご説明させていただきます。④の写真で示します路地状部分の際に  
建っている杭ですが、こちらは従前の敷地の杭打ちということで、2メートルの通路  
を確保した部分での杭ではございません。

○議長 ないですね、これ2メートルないものね。これが今度2メートルになって。

○特定行政庁 ④の写真で示しますと、敷地と道の間にはL字のような縁石のようなものが  
ありまして、その〇〇側に杭のようなものがありますが、これが新たな土地の境です。

○議長 これが路地状の土地の境の角になるわけですね。それで残り88平米の申請地が  
残ると。

○特定行政庁 はい、そのとおりでございます。

○議長 一応2メートル接するということになるわけですね。  
ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは報告第3号につきまして報告のとおり了承いたします。

続きまして、報告第4号について説明をお願いいたします。

○特定行政庁 それでは報告第4号につきまして、ご説明させていただきます。

1 ページの府中市全図をご覧ください。場所は青の丸で表示し、引き出し線で4と  
示しておりますが、府中市の〇〇部で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇側付近です。

2 1 ページをご覧ください。申請者は〇〇〇〇さんです。申請の要旨は長屋の新築、  
適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書、その他は建築計画概要記載のとおり  
です。

適用条項でございますが、建築基準法第43条第1項ただし書に関する一括許可同

意基準の基準1第1号に該当する、管理者の占用許可が得られた水路敷きを介して法第42条第1項第1号道路に接しております。許可条件としましては次のとおりです。

条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とすること。

条件2、法定外公共物占用許可については、当該建築物が除却されるまでの間、又は法定外公共部分が建築基準法に規定する道路となるまでの間継続して取得すること。

それでは、22ページをご覧ください。案内図及び配置図です。左側の案内図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇、黄色で囲まれた敷地です。右側の配置図をご覧ください。建築物の外壁面は隣地境界線から0.5メートル以上離して計画しております。

23ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号及び撮影方向を表示しております。

申請地は、幅2.5メートルの占用許可が得られた水路敷きを介して、幅員6メートルの法第42条第1項第1号道路に接しております。

続きまして、現況写真をご覧ください。写真①は法第42条第1項第1号道路の〇側を〇〇に見た状況、写真②は法第42条第1項第1号道路の〇側を〇〇に見た状況、写真③は法第42条第1項第1号道路の〇側を〇〇に見た状況、写真④は法第42条第1項第1号道路の〇側を〇〇に見た状況、写真⑤は法第42条第1項第1号道路から水路占用部分を見た状況、写真⑥は法第42条第1項第1号道路から申請地及び水路を見た状況です。

なお、本申請については平成29年3月31日付で許可しております。

以上で報告第4号の説明を終わります。

○議長 報告が終わりましたので、委員の皆様からご質問等がございましたらお願いいたします。

○委員 23ページの③番④番の写真でL字溝が入っている、このところが、この道の現況図でいう道と水路の境界で、水路はこのL字よりももっと敷地側にあるんですか。それとも、この道自体、舗装が水路の上も舗装されていて、L字のところは水路と敷地間の境界なんですか。

○特定行政庁 23ページの写真④番をご覧ください。いただきたいのですが、今、ご指摘のありましたとおり、L字の部分までが42条1項1号道路ということになっておりまして、ここから敷地側に水路が入り込んでおります。ですので、今、ポストが見えるかと思

いますが、ここに廃滅水路が入り込んでいるということでございます。

以上でございます。

○委員 当該敷地については、このようにきっちりとやっていただいて大変よろしいと思うんですが、そうすると、この写真の④番に写っているのとか、はっきりは見えないんですが、ここの水路は廃滅していて、水路の上になんかものに乗っかっている状態にあるということですか。

○特定行政庁 写真⑥番をご覧いただきまして、敷地と隣地との間にくぼみのような水路が入り込んでいまして、そこの〇〇側に丸いマンホールのようなものがありますが、公共下水がそこに入り込んでいるということになっております。

以上でございます。

○議長 ⑥番の写真を見ると、〇〇側の家の塀が乗っかっていますよね。

○委員 この図面を見ると、ここで水路が曲がっていて、左側には水路はないんじゃないかと思うんです。ところが、④番の写真のポストの先には水路があるような配置で、ここの駐車場は水路に乗っかっているのではないかというような感じです。

○議長 水路はここで曲がっているんだ。

○特定行政庁 90度に曲がっています。

○委員 しかもそこに公共下水道が入っていると。少なくとも、この敷地については、ここはすっきりとしていますので、境界も確定できるということでもよろしいと思います。

○議長 それではほかにはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 報告第4号については報告のとおり了承することといたします。

これで報告は終わりました。

次に日程3、その他について事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、日程3その他の(1)平成28年度確認申請等件数につきましてご報告いたします。資料1をご覧ください。

1 確認申請等件数ですが、建築主事が確認を行っているもので、建築物が46件、建築設備が10件、工作物が3件で合計59件です。指定確認検査機関が確認を行っているもので、建築物が1,006件、建築設備が63件、工作物が5件、合計で1,074件。建築物につきましては、建築主事、指定確認検査機関、合計しまして1052件です。建築設備につきましては合計で73件、工作物につきましては8件。全



ての確認申請件数の合計は1, 133件となります。

次に、2例外許可等申請件数ですが、例外許可が33件となっておりまして、仮使用認定が0件、仮設許可が4件、合計37件です。

続きまして、日程3、その他(2)平成29年度府中市建築審査会開催日程について、ご報告させていただいてよろしいでしょうか。

○議長 お願いします。

○事務局 ご報告いたします。今回第180回が本日4月21日、その後2カ月ごとの隔月となりまして、偶数月の第3金曜日に開催予定でございます。合計で年6回開催する予定をしております、開催につきましては1カ月前程度を目途にお知らせさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長 確認の46件、また減りましたかね。

○特定行政庁 減りました。

○議長 例外許可の33件はこの中に含まれているというわけでもないんですね。

○特定行政庁 でもないです。

○議長 関係ないですね。何かご質問等ございますでしょうか。

○事務局 次回の建築審査会の開催日程をご案内させていただきます。

6月16日金曜日の午後3時開始とさせていただきますので、よろしく願いいたします。場所については未定でございます。

以上です。

○議長 ほかに何かございますか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

第180回府中市建築審査会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時53分

閉 会